

手数料改定について（令和7年4月1日～）

都市計画関係	改定額	現行単価
都市計画関係証明手数料（現行 別表第1「その他証明」）	600円※	300円

※4件目以降、30円加算

開発行為等	改定額	現行単価
開発登録簿の写しの交付手数料	940円	470円

開発行為許可申請手数料

主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合（自己居住用）

開発区域の面積が0.1ヘクタール未満	11,000円	8,600円
開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満	26,000円	22,000円
開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満	51,000円	43,000円
開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1.0ヘクタール未満	103,000円	86,000円
開発区域の面積が1.0ヘクタール以上3.0ヘクタール未満	154,000円	130,000円
開発区域の面積が3.0ヘクタール以上6.0ヘクタール未満	204,000円	170,000円
開発区域の面積が6.0ヘクタール以上10.0ヘクタール未満	254,000円	220,000円
開発区域の面積が10.0ヘクタール以上	353,000円	300,000円

主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工 作物の建設の用に供する目的で行う開発行為の場合（自己業務用）

開発区域の面積が0.1ヘクタール未満	15,000円	13,000円
開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満	36,000円	30,000円
開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満	78,000円	65,000円
開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1.0ヘクタール未満	144,000円	120,000円
開発区域の面積が1.0ヘクタール以上3.0ヘクタール未満	234,000円	200,000円
開発区域の面積が3.0ヘクタール以上6.0ヘクタール未満	314,000円	270,000円
開発区域の面積が6.0ヘクタール以上10.0ヘクタール未満	393,000円	340,000円
開発区域の面積が10.0ヘクタール以上	553,000円	480,000円

その他の開発行為の場合（非自己用）

開発区域の面積が0.1ヘクタール未満	103,000円	86,000円
開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満	156,000円	130,000円
開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満	228,000円	190,000円
開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1.0ヘクタール未満	312,000円	260,000円
開発区域の面積が1.0ヘクタール以上3.0ヘクタール未満	463,000円	390,000円
開発区域の面積が3.0ヘクタール以上6.0ヘクタール未満	602,000円	510,000円
開発区域の面積が6.0ヘクタール以上10.0ヘクタール未満	772,000円	660,000円
開発区域の面積が10.0ヘクタール以上	1,020,000円	870,000円

開発行為変更許可申請手数料

（変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額）

1,020,000円

870,000円

（上限値）

（上限値）

主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為に関する設計の変更の場 合（自己居住用） ※現行は開発許可申請手数料の10分の1

開発区域の面積が0.1ヘクタール未満	1,200円	※
開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満	3,000円	※
開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満	5,500円	※
開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1.0ヘクタール未満	11,000円	※
開発区域の面積が1.0ヘクタール以上3.0ヘクタール未満	15,000円	※
開発区域の面積が3.0ヘクタール以上6.0ヘクタール未満	20,000円	※
開発区域の面積が6.0ヘクタール以上10.0ヘクタール未満	26,000円	※
開発区域の面積が10.0ヘクタール以上	36,000円	※

主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工 作物の建設の用に供する目的で行う開発行為に関する設計の変更の場合（自己業務用） ※現行は開発許可申請手数料の１０分の１		
開発区域の面積が0.1ヘクタール未満	1,800円	※
開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満	4,200円	※
開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満	8,400円	※
開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1.0ヘクタール未満	14,000円	※
開発区域の面積が1.0ヘクタール以上3.0ヘクタール未満	24,000円	※
開発区域の面積が3.0ヘクタール以上6.0ヘクタール未満	32,000円	※
開発区域の面積が6.0ヘクタール以上10.0ヘクタール未満	40,000円	※
開発区域の面積が10.0ヘクタール以上	57,000円	※
その他の開発行為に関する設計の変更の場合（非自己用）※現行は開発許可申請手数料の１０分の１		
開発区域の面積が0.1ヘクタール未満	11,000円	※
開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満	15,000円	※
開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満	22,000円	※
開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1.0ヘクタール未満	31,000円	※
開発区域の面積が1.0ヘクタール以上3.0ヘクタール未満	46,000円	※
開発区域の面積が3.0ヘクタール以上6.0ヘクタール未満	61,000円	※
開発区域の面積が6.0ヘクタール以上10.0ヘクタール未満	79,000円	※
開発区域の面積が10.0ヘクタール以上	104,000円	※
新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更 については、新たに編入される開発区域の面積に応じ開発行為許可申請手数料の目に掲げる額		
その他の変更	11,000円	10,000円
市街化調整区域内における建築物の特例許可申請手数料	52,000円	46,000円
予定建築物等以外の建築等許可申請手数料	28,000円	26,000円
開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料		
敷地の面積が0.1ヘクタール未満	7,500円	6,900円
敷地の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満	19,000円	18,000円
敷地の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満	42,000円	39,000円
敷地の面積が0.6ヘクタール以上1.0ヘクタール未満	74,000円	69,000円
敷地の面積が1.0ヘクタール以上	104,000円	97,000円
開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料		
自己居住用	2,000円	1,700円
開発区域の面積が1.0ヘクタール未満の自己業務用	2,000円	1,700円
開発区域の面積が1.0ヘクタール以上の自己業務用	3,100円	2,700円
その他の開発行為	19,000円	17,000円

優良宅地認定申請手数料	改定額	現行単価
造成宅地の面積が0.1ヘクタール未満	99,000円	86,000円
造成宅地の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満	149,000円	130,000円
造成宅地の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満	224,000円	190,000円
造成宅地の面積が0.6ヘクタール以上1.0ヘクタール未満	298,000円	260,000円
造成宅地の面積が1.0ヘクタール以上3.0ヘクタール未満	448,000円	390,000円
造成宅地の面積が3.0ヘクタール以上6.0ヘクタール未満	587,000円	510,000円
造成宅地の面積が6.0ヘクタール以上10.0ヘクタール未満	756,000円	660,000円
造成宅地の面積が10.0ヘクタール以上	1,000,000円	870,000円

宅地造成及び特定盛土等規制法関係	改定額	現行単価
宅地造成工事許可申請手数料		
切土又は盛土をする土地の面積が500平方メートル以内	14,000円	12,000円
切土又は盛土をする土地の面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内	25,000円	21,000円
切土又は盛土をする土地の面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内	37,000円	31,000円
切土又は盛土をする土地の面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内	55,000円	47,000円
切土又は盛土をする土地の面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内	77,000円	67,000円
切土又は盛土をする土地の面積が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内	124,000円	110,000円
切土又は盛土をする土地の面積が20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内	194,000円	170,000円
切土又は盛土をする土地の面積が40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内	279,000円	250,000円
切土又は盛土をする土地の面積が70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内	373,000円	340,000円
切土又は盛土をする土地の面積が100,000平方メートルを超えるもの	463,000円	420,000円
宅地造成工事計画変更許可申請手数料 (変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額)	463,000円 (上限値)	420,000円 (上限値)
宅地造成に関する工事の設計の変更の場合 ※現行は宅地造成工事許可申請手数料の10分の1		
切土又は盛土をする土地の面積が500平方メートル以内	1,600円	※
切土又は盛土をする土地の面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内	2,900円	※
切土又は盛土をする土地の面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内	4,000円	※
切土又は盛土をする土地の面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内	6,100円	※
切土又は盛土をする土地の面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内	8,700円	※
切土又は盛土をする土地の面積が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内	13,000円	※
切土又は盛土をする土地の面積が20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内	20,000円	※
切土又は盛土をする土地の面積が40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内	30,000円	※
切土又は盛土をする土地の面積が70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内	40,000円	※
切土又は盛土をする土地の面積が100,000平方メートルを超えるもの	50,000円	※
切土又は盛土をする新たな土地に係る宅地造成に関する工事の設計の変更については、当該切土又は盛土をする新たな土地の面積に応じ、宅地造成工事許可申請手数料の目に定める額		
その他の変更	12,000円	10,000円

新たに手数料を徴する事務	
宅地造成工事許可等証明申請手数料	6 0 0 円
工事完了公告以前の建築（建設）承認申請手数料	6 0 0 円
開発行為又は建築に関する証明書等交付手数料	6 0 0 円